

海南市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期海南市人口ビジョン・海南市総合戦略に基づき和歌山県（以下「県」という。）と共同して行う地方就職学生支援事業において、条件不利地域を除く東京圏内の大学を卒業する学生の市内への転入を伴う県内就職を支援するため、予算の範囲内において地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領及び海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）をいう。
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に基づく過疎地域の市町村又は同法第42条の規定に基づき過疎地域とみなされた市町村
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村
 - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部又は一部とする市町村
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村
 - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村

(対象者)

第3条 支援金の対象者は、申請時において次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項をいずれも満たすもの
 - ア 大学の卒業年度の3月31日において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。以下同じ。）のキャンパスに4年以上在学し、当

該大学を卒業する見込みがあること。

イ 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して居住していること。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項をいずれも満たすもの

ア 次に掲げる事項のいずれにも該当する企業への就職が内定（大学の卒業年度の6月1日以後に行われた採用選考（オンラインを除く。以下同じ。）であって同年度の10月1日以後に内定とされたものに限る。）していること。

(ア) 勤務地が県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人その他の団体に該当しないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）に該当しないこと。

(オ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務に就いている法人その他の団体に該当しないこと。

イ 大学の卒業後にアに掲げる内定企業に就職し、及び市に移住する意思を有していること。

ウ 1週間につき20時間以上勤務を要する無期雇用契約に基づいて就業する見込みがあること。

エ 勤務地を県内に限っている社員としての採用であること。

(3) その他の要件 次に掲げる事項をいずれも満たすもの

ア 本人が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者に該当しないこと。

イ 本人が日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格等を有すること。

ウ 県又は市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

エ 本人が過去にこの告示による支援金の交付を受けていないこと。

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付対象とする経費は、大学の卒業年度の6月1日以後に行った採用選考（内定企業に係るものに限る。）に要した往復交通費とする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、1人1回で1万6,000円とする。

(交付の申請)

第6条 支援金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海南市地方就職学生支援金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類（本人確認ができるもの）
- (2) 在学証明書（卒業学年の確認ができるもの）
- (3) 移住元の住民票の写し（移住元の住所及び居住期間の確認ができるもの）
- (4) 海南市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書
- (5) 海南市地方就職学生支援事業に係る内定証明書

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、審査の上、支援金を交付することが適当と認めるときにあっては海南市地方就職学生支援金交付決定通知書により、支援金を交付することが不適当と認めるときにあっては海南市地方就職学生支援金不交付決定通知書により申請者に通知する。

(実績報告の省略)

第8条 この支援金における実績報告の提出は、規則第12条ただし書の規定により省略する。

(支援金の請求)

第9条 支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に定める期日までに海南市地方就職学生支援金交付請求書に必要書類を添えて市長に請求しなければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 県及び市は、地方就職学生支援事業の実施状況を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者及び内定企業に対して地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告又は立入調査を求められた交付決定者又は内定企業は、当該報告又は立入調査に応じなければならないものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の返還を請求する。ただし、内定企業の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めたときは、この限りでない。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合 支援金の全額
ア 支援金の交付を受けるにあたって虚偽の申請その他の不正行為を行ったと

市長が認める場合

イ 支援金の申請日の翌日から起算して1年以内に内定企業に就業しなかった場合

ウ 支援金の申請日の翌日から起算して1年以内に市に転入しなかった場合

エ 内定企業に就職した日の翌日から起算して1年以内に当該企業から退職した場合

オ 市への転入日の翌日から起算して3年以内に市から転出した場合

(2) 市への転入日の翌日から起算して3年以上かつ5年以内に市から転出した場合 支援金の半額

(様式)

第12条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。